

### 3.交通安全施設等のバリアフリー化

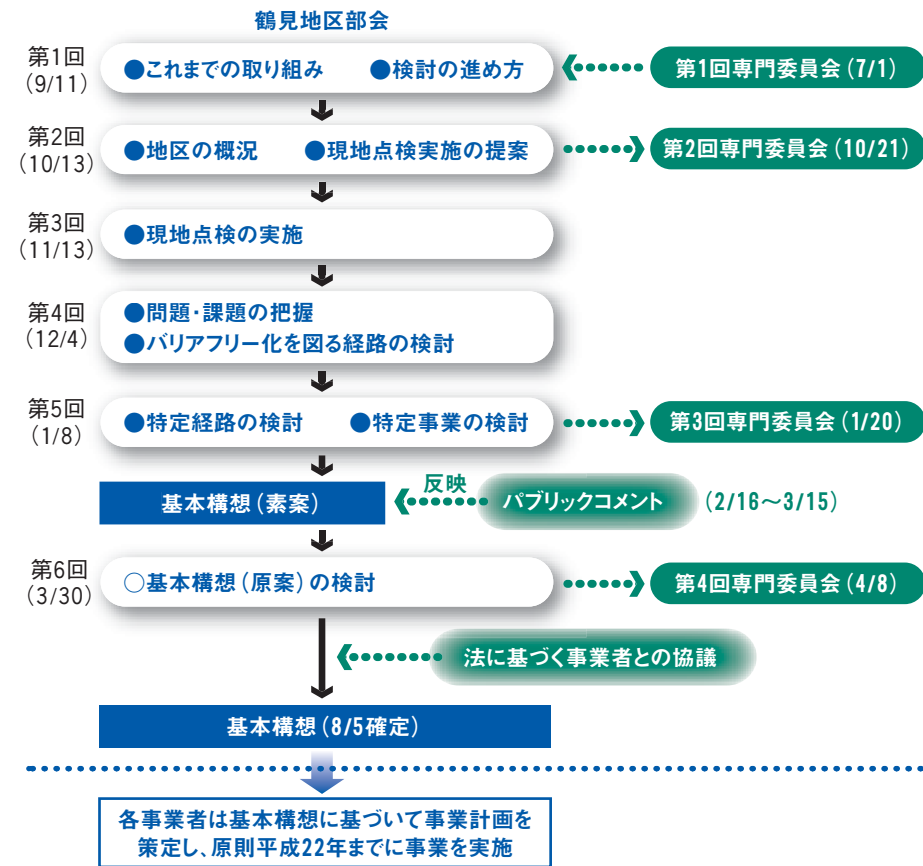
- 道路の横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備します。なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮します。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮します。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するための的確に判断できる音量の調整について検討を行います。

- 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討します。

### 4.バスのバリアフリー化

- バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進します。
- 高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備します。
- 高齢者、障害者等に対する適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図ります。

## 交通バリアフリー基本構想の検討の経緯(平成15～16年)



学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市交通バリアフリー専門委員会と鶴見地区部会を設置し、検討を進めました。



市民参加による現地点検の実施



地区部会での検討

## 基本構想策定後の事業推進にあたって

### 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施

- 横浜市、事業者、市民は、高齢者、障害者等全ての人にとってより使いやすい整備の実現と円滑な事業の推進に努めます。
- 横浜市は、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めます。
- 事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたって、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めます。

- 市民は、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、互いに支え合い、協力するように努めます。

### 進捗状況および事業内容の広報

- 横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、事業の進捗状況及び事業の内容について、広く広報するように努めます。

現在の問い合わせ先  
横浜市道路局企画課 計画調整担当  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
電話：045-671-4086 FAX：045-651-6527

お問い合わせ 横浜市都市計画局都市企画部 企画調査課交通担当  
〒231-0017横浜市中区港町1-1 電話：045-671-3800 FAX：045-663-3415  
ホームページ：<http://www.city.yokohama.jp/me/tokei/site/traffic/bf/index.html>

# 横浜市 鶴見駅周辺地区 交通バリアフリー 基本構想

## 概要版

横浜市では、これまで、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを実現するため、平成9年3月に制定した「福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働して、地域福祉活動の一層の促進やソフトとハードの環境整備の推進を目指して、さまざまな取組を進めてきました。

さらに、平成12年11月から「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称:交通バリアフリー法)が施行されたことを受け、本市においても、横浜市の副都心であり、鶴見区の中心に位置し、業務、商業、公共施設や福祉、医療施設が集積している鶴見駅周辺地区を重点整備地区に選定し、「交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

### 鶴見駅周辺地区における重点整備地区の区域

鶴見駅の徒歩圏と考えられる駅を中心とした概ね500mの範囲には、鶴見区役所などの公共施設や福祉施設、医療施設、商業施設が集まっており、鶴見駅周辺地区における重点整備地区の区域は、これらの主要な施設を含む範囲とします。

### 鶴見駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路

重点整備地区内のバリアフリー化を優先的に推進する経路については、

- ①「鶴見のまちづくり」(都市計画マスタープラン・鶴見区プラン)における鶴見駅周辺の歩行空間ネットワークの考え方
- ②区域内の主要な施設の配置
- ③駅を中心とした放射方向の主たる動線毎に1つの経路の設定などを考慮しつつ、平成22年までのバリアフリー化を目標に、特に主要な経路としての重要性、及び整備の実現性(技術的な課題への対応の可能性や全体の事業量との関係等)を踏まえ、「特定経路」を設定しました。さらに、特定経路を補完・代替する経路については、本市独自の取り組みとして「準特定経路」を設定しました。

### ●特定経路

- 原則として、平成22年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
- 現段階において、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備がされており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

### ●準特定経路

- 今までの検討等で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路

### 参考

#### 交通バリアフリー法とは…

平成12年11月に施行された交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

#### ①旅客施設及び車両のバリアフリー化の推進

公共交通事業者は、鉄道駅等の旅客施設の新設・大規模改良、車両等の新規導入の際には、バリアフリー化が義務づけられています。また、既存の旅客施設、車両のバリアフリー化については努力義務となっています。

#### ②重点整備地区のバリアフリー化の推進

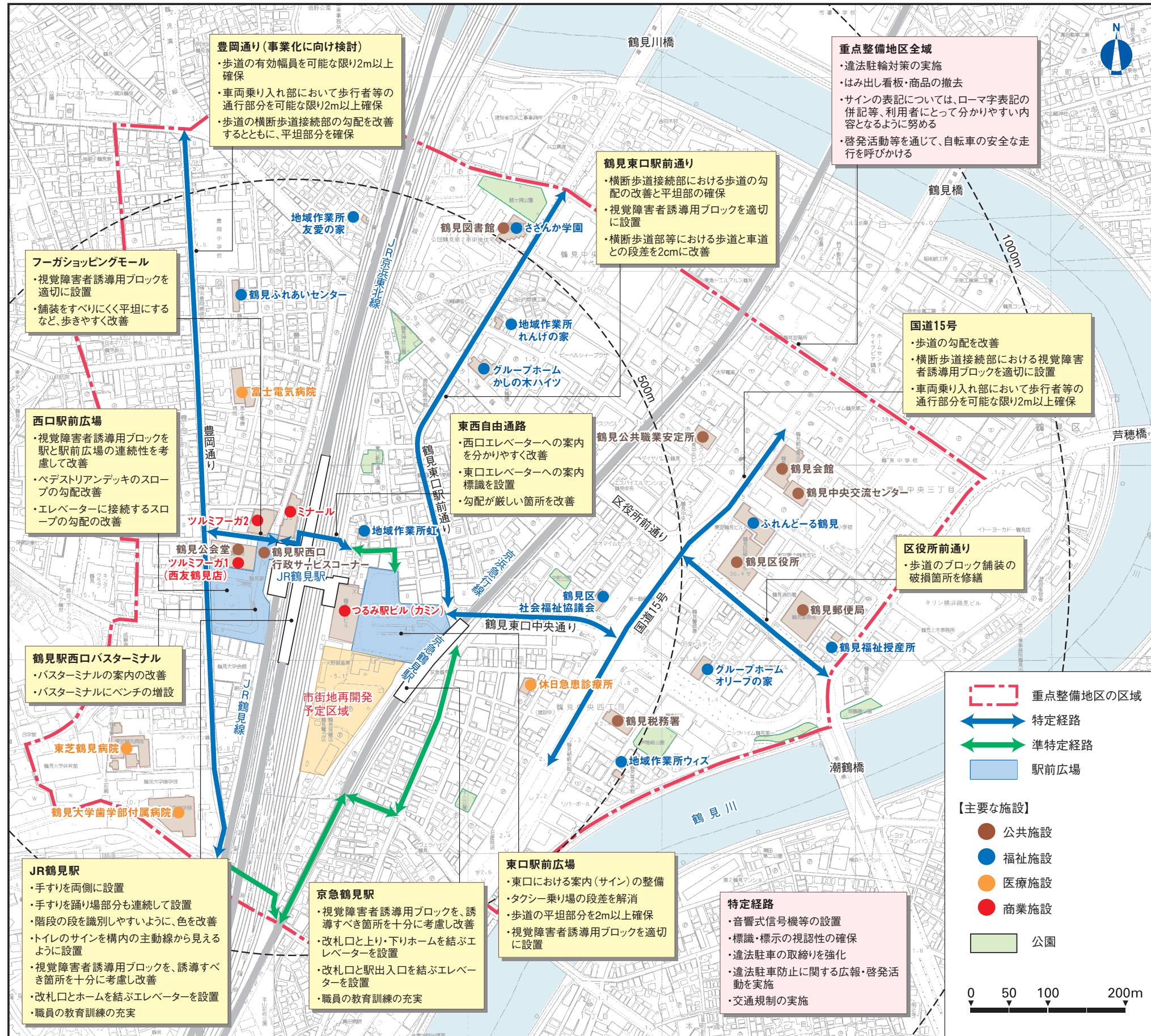
市町村は、一定規模の鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区を重点整備地区として設定し、その地区を対象に、旅客施設や道路等のバリアフリー化を推進するための「交通バリアフリー基本構想」を策定することができます。

#### 交通バリアフリー基本構想とは…

交通バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路、実施すべき事業の内容等を定めるものです。なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、平成22年を目標に、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。



# バリアフリー化を図る経路と主な事業の内容



# 事業の基本的な考え方

バリアフリー化の整備にあたっては、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準やガイドライン等に沿った事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を実現することにより、すべての人にとって使いやすいものとなるよう整備することを基本とします。

## 1. 鉄道駅のバリアフリー化

- **移動円滑化された経路の確保**
  - 駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路(移動円滑化された経路)を1ルート以上確保します。
  - 移動円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート(主動線)に確保することを基本とし、あわせて可能な限り、方面別など複数のルートの確保に努めます。
- **安全な階段の整備**
  - 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とします。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮します。
- **誘導案内設備の整備**
  - サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備します。
  - 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字及び音声により情報を提供します。
  - 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保します。
- **使いやすい設備の整備**
  - エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとします。
  - トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努めます。
- **プラットフォームにおける安全対策**
  - プラットフォームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保します。
  - ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努めます。
- **職員に対する適切な教育訓練**
  - 高齢者、障害者等に対する適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図ります。

## 2. 道路等のバリアフリー化(特定経路の整備)

- 特定経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保します。
- 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造(適切な勾配・段差や平坦部の確保など)とします。
- 案内標示は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内標識を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備します。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保します。
- 特定経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとします。